

= 尼崎市職員労働組合との交渉記録 =

論 矣

平成 17 年度第 4 号
通 算 第 420 号
平成 17 年 8 月 1 日

尼崎市役所総務局
職員部給与課

夏期一時金交渉における継続協議事項について

7 月 20 日午後 3 時から午後 5 時 5 分まで、中央公民館視聴覚室において、夏期一時金交渉時に継続協議とされた休暇制度の見直し等について交渉を行った。

今回の交渉の主な目的

夏期一時金交渉時（平成 17 年 6 月 22 日）に、引き続いての交渉課題とされた、次世代育成支援対策にかかる休暇制度の整備、職員証の名札利用などの事項について交渉を行った。

具体的な交渉内容

1 休暇制度の整備等について

課題の要旨

「男性職員の育児参加のための休暇」の創設など、平成 17 年 10 月から次世代育成に関連する休暇制度を国に準じた内容で整備を行うこととし協議を行っている。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
国に準じるのではなく、次世代育成支援の趣旨から、市独自に国基準を超える内容の制度を導入するべきではないか。	国の基準を超える内容とすることは、現在の公務員を取り巻く環境などからも難しいが、概ね 3 年を目途に見直しを行う中で、必要性や市民に理解を得られるものかどうかを含めて、随時検討は行っていく。
男性職員の育児参加のための休暇について、5 日間の休暇の取得期間が、産前 6 週間・産後 8 週間となっているが、本市においては産前・産後休暇は産前 8 週間・産後 8 週間であり、一致させるべきではないか。	現在の提案内容は、国と同様であるが、これまでの産前休暇の取得期間については、母体の保護等の観点から、国とは違った期間を導入した経過もあることから、今回提案の内容について、これらの考え方を踏まえ検討する。

課題解決への方向性

男性の育児参加のための休暇の取得期間については、現行の産前産後休暇の期間との整合性を図ることが適当であり、また職員が 5 日間の新たな休暇を利用しやすくなり制度の趣旨にも沿うことから、産前 8 週・産後 8 週間と修正した上で、今回の一連の休暇制度を実施することとなっ

た。なお、その他の組合の主張については今後も協議・検討を行っていくこととした。

2 職員証を顔写真入り名札として利用することについて

課題の要旨

今年度は5年毎の職員証の更新時期となっており、これに際して、職員証の仕様を改め、業務によっては職員証を顔写真入りの名札として兼用とすることについて議論を行っている。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
名札と職員証は別個のものであり、兼用とする合理的な理由がない。また、名札に写真が入ることとなり、職員のプライバシーが守られず、反対も多い。	写真入りの職員証兼名札については、職員的身分等の信用性が高まるとともに（笑顔の写真等）イメージの向上にも結びつくものと考えている。これは市民や職員、議会からの意見も汲み取った、市としての前向きな取り組みである。また、名札と職員証が別個でなくてはいけない合理的な理由や具体的な障害はない。
名札のみならば職場に保管しておけたが、職員証と兼用となると、毎日持ち帰らなくてはならなくなり、紛失等のリスクが生じるではないか。	保管については、職員個人の責任で十分に注意していただきたい。
現行の名札の導入にあたっては、ワーキンググループを設置し、広く職員の意見を聞いており、今回も同様にすべきである。	職員証の更新までは時間もあることから、引き続き今後も協議・検討を続けていく。

課題解決への方向性

今回の名札と職員証の兼用については、ワーキンググループを設置し職員の意見を聞いて検討すべきである、との組合の意見を踏まえ、ワーキンググループを設置し、協議を継続していくこととなった。なお、当局として職員証更新に向けての作業は行っていく。

3 給料支給日の取扱いの変更について

課題の要旨

平成17年7月の給料支給日がハッピーマンデーの関係により、通常17日が19日となる旨の提案について協議を行っている。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
給料日を後ではなく前倒しすることはできないのか。	月末締切において行っている給与支給事務の処理や金融機関の振替処理日程の都合上、現時時点での前倒しは困難である。
1年度において、1回ないし2回程度しかない事例であるが、事前の周知により支給日を変更することはできないのか。	確かに頻度が少ないことではあるが、庶務担当者の負担が大きくなることから、困難と考えている。

課題解決への方向性

現状では給料日を早くすることは難しいが、今後、人事給与システムの更新や事務の改善等に併せて可能性を検討していく、との当局の回答により、平成 17 年 7 月の給料支払日については組合側了承となった。

4 支所・出張所の統廃合に伴う土曜日の証明書発行業務について

課題の要旨

勤務条件の変更に係る交渉の前提として、支所・出張所の統廃合にかかる全体像について協議を行っている。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
<p>所管局が複数にまたがっており、協議の責任の所在が不明確であり、我々現場の立場からの疑問や意見をどこで受け止めてくれるのか、明らかにして欲しい。</p>	<p>統廃合に係る個別の事項については当該局が責任を持っているが、取りまとめは特命担当局が行っている。当然、交渉の窓口については総務局であると認識している。いずれにしても、見直し内容全体の説明会等については早急に行っていきたいと考えている。</p>
<p>各支所については、建設された時期から 30 年以上が経過しており、統合により保険センターの検診を行う場合など何百人もの利用がある中で施設の安全性は確保できるのか。</p>	<p>施設の改修については、当然に安全面にも考慮した改修を行っていく。</p>
<p>職員の配置などについて、繁忙期の応援体制など、円滑な運営が行えるとは思えない。当局はどう考えているのか。</p>	<p>統廃合に係る職員配置については、職員に与える影響も考えられるため、土日業務の提案と併せて事前に協議しているものである。</p>

課題解決への方向性

支所・出張所の統廃合について、早急に当局から全体像の詳細を説明し、今後も協議を重ねることとした。

以 上